

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月22日
【会社名】	六甲バター株式会社
【英訳名】	ROKKO BUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 哲夫
【本店の所在の場所】	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
【電話番号】	(078) 231-4681 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 大川 良
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号
【電話番号】	(078) 231-4681 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 大川 良
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 453,456,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	六甲バター株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋中洲1番1号 日本橋和崎ビル) 六甲バター株式会社大阪支店 (大阪市淀川区宮原二丁目14番14号 新大阪グランドビル) 六甲バター株式会社名古屋支店 (名古屋市熱田区新尾頭町三丁目4番45号 第2林ビル) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,072,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成22年11月22日(月)開催の取締役会における決議によります。なお、割当予定先による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)に基づく株式取得に関する計画届出書が公正取引委員会に提出、受理された日から30日を経過することを条件としております。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,072,000株	453,456,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,072,000株	453,456,000	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
423	-	1,000株	平成22年12月24日（金）	該当事項なし	平成22年12月27日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
- 本自己株式処分に関して、独占禁止法における株式取得に関する計画届出書を、割当予定先である三菱商事株式会社が公正取引委員会に提出する予定です。割当予定先は公正取引委員会が当該届出書を受理した日から30日を経過するまでは株式の取得（上記払込みの完了）を行うことができないため、申込期間を平成22年12月24日（金）及び払込期日を平成22年12月27日（月）としております。なお、当社は、平成22年12月27日（月）を、会社法上の払込期日として決議しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
六甲バター株式会社 経理部	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 三宮支店	神戸市中央区磯上通八丁目3番10号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
453,456,000	2,000,000	451,456,000

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額は、稲美工場の製造ライン新設に伴う設備投資資金に全額充当する予定です。なお、支出時期までの資金管理は、安定的な金融資産で運用する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
稲美工場の製造ライン新設に伴う設備投資資金	451	平成23年1月～平成23年10月

(注) 稲美工場の製造ライン新設資金は総額14億円を予定しており、残額は自己資金で充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三菱商事株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度 平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月24日関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度 平成22年度第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） 平成22年8月16日関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 平成22年度第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日） 平成22年11月15日関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	割当予定先の普通株式102,300株を保有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式3,218,785株（発行済株式総数の15.00%）を保有しております。
人事関係		当社非常勤取締役小林俊一郎氏は、割当予定先の従業員であります。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は割当予定先より原料を購入し、製品を販売しております。

（注）提出者と割当予定先との関係は、平成22年9月30日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、プロセスチーズの製造販売を主要な事業としておりますが、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）とは昭和35年に原料の購入取引を始めたことを皮切りに、その後昭和46年に当社商品の総発売元としての契約を結び、今日に至るまで原料の購入、商品の販売における最重要取引先としての関係を続けております。

一方、わが国の食品業界を取り巻く今後の事業環境は、少子高齢化、人口減の影響もあり、需要創造という面で厳しさを増してくるものと思われ、当社としては、将来を見据えて更なる成長と発展を続けていくためには、新たな市場開拓が必要と考えております。

このような考えのもと、わが国における大手総合商社として、世界的な情報収集・発信網を有し、当社商品の総発売元であり、かつ主要な原料購入先である三菱商事と更なる関係強化を行うことは、将来に亘って当社の成長と発展に資するものと考えられることから、同社を割当予定先として決定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,072,000株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化を目的とした割当予定先による投資であり、長期保有する方針であると伺っております。
なお、当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社大阪証券取引所に行い、当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについての確約の内諾を受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近の有価証券報告書（平成22年6月24日提出）における財務諸表に現金及び預金として546,312百万円計上されており、割当予定先との取引においても、取引開始から現在に至るまで支払遅延等も一切発生しておらず、割当予定先に対するヒアリング等の調査を考慮した結果、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三菱商事は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社であり、「役職員行動規範」等を作成し、「反社会的勢力には毅然と対応し、利益供与は一切行わない」と宣言しております。以上の内容について当社は、三菱商事関係部門へのヒアリング及び同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成22年8月20日から平成22年11月19日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均である422.81円を基準に、1株につき423円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の3ヶ月間の終値平均を基準としたのは、昨今の不安定な株式市場や当社の株価動向・売買高を考慮し、当社が平成22年12月期第2四半期決算短信を公表した平成22年8月11日以前の株価を含めない最長期間で平均株価を算定することによって恣意性や特殊性を排除するためであります。

なお、取締役会決議日の直前営業日の終値450円に対するディスカウント率は6.00%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月間の終値平均432円に対するディスカウント率は2.08%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間の終値平均422.81円に対するプレミアム率は0.04%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近6ヶ月間の終値平均416.42円に対するプレミアム率は1.58%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、本自己株式処分に係る取締役会に出席した監査役全員が特に有利発行には該当しない旨の意見を述べております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠等

本自己株式処分の株数1,072,000株は、当社発行済株式総数21,452,125株に対し5.00%（平成22年6月30日現在の総議決権数19,867個に対する割合は5.40%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は割当予定先である三菱商事との関係強化を目的に行うとともに、本自己株式処分により調達した資金を、稲美工場の製造ライン新設に伴う設備投資資金に充当することで、当社の収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考えております。したがって、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	3,218	16.20	4,290	20.49
Q B B 持株会	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号	1,384	6.97	1,384	6.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	992	4.99	992	4.74
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	853	4.29	853	4.07
塚本産業有限会社	神戸市中央区神仙寺通一丁目2番10号	636	3.20	636	3.04
塚本 哲夫	神戸市中央区	448	2.25	448	2.14
六甲バター従業員持株会	神戸市中央区坂口通一丁目3番13号	417	2.10	417	1.99
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	401	2.02	401	1.92
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	398	2.00	398	1.90
エムエスティ保険サービス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	390	1.96	390	1.86

(注) 本第三者割当前の大株主構成は、平成22年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

上記のほか、平成22年6月30日現在1,320千株を自己株式として所有しております。

なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の総議決権数（19,867個）に、本自己株式処分に係る議決権数1,072個を加えて算出した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第86期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成22年11月22日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社稲美工場	兵庫県加古郡稲美町	食品製造販売業	乳製品製造設備	1,400,000	-	自己資金及び自己株式処分資金	平成22年10月	平成24年2月	80トン/月

2. 事業等のリスクについて

最近事業年度に係る「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第86期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成22年11月22日）までの間において生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成22年11月22日）現在においてもその判断に変更はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第86期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第87期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第87期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月19日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月19日

六甲バター株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清水 万里夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、六甲バター株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

六甲バター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 万里夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、六甲バター株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月30日

六甲バター株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清水 万里夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石田 博信 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、六甲バター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、六甲バター株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、六甲バター株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の末日後、平成22年1月1日に基幹系システムの経理システムを更改している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

六甲バター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 万里夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、六甲バター株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月19日

六甲バター株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清水 万里夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、六甲バター株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 3月30日

六甲バター株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清水 万里夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている六甲バター株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、六甲バター株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。